福島県建設工事等入札参加資格制限措置要綱

(制定平成19年3月30日総務部長依命通達)

(趣旨)

第1条 この要綱は、福島県が発注する建設工事(建設業法(昭和24年法律第100号)第2条に規定する建設工事をいう。)並びに建設工事に係る調査、測量、設計及び製造・資材販売(以下「建設工事等」という。)に係る入札の公正な執行と契約の適正な履行を確保するため、工事等の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱(昭和52年6月28日付け52財第192号総務部依命通達。)第5条に規定する工事等請負有資格業者名簿に登録されている者(以下「有資格業者」という。)が別表第1及び第2の各号(以下「別表各号」という。)に掲げる措置要件に該当した場合に、一定期間、福島県が実施する建設工事等の請負契約に係るすべての競争入札への参加を制限する措置(以下「参加資格制限」という。)を行うことについて、必要な事項を定めるものとする。

(参加資格制限)

- 第2条 知事は、有資格業者が別表各号に掲げる措置要件のいずれかに該当する事実が あったと認めたときは、情状に応じて別表各号に定めるところにより期間を定め、参加 資格制限を行うものとする。
- 2 知事が前項の規定による参加資格制限を行ったときは、対象工事等の入札を執行する本庁のグループ参事若しくは課長又は公所長(以下「入札執行権者」という)は、当該参加資格制限に係る有資格業者を入札に参加させてはならない。ただし、条件付一般競争入札の場合においては、開札日から落札者決定までの間に有資格業者が前項の規定による参加資格制限を受けているときは、落札候補者又は落札者としてはならない。
- 3 入札執行権者は、前項において参加資格制限に係る有資格業者を現に指名し、又は一般競争入札参加資格確認を行っているときは、入札執行前(条件付一般競争入札の場合においては落札者の決定前)に限り、当該指名通知又は一般競争入札参加資格確認を取り消すものとする。

(下請負人及び共同企業体に関する参加資格制限)

- 第3条 知事は、前条第1項の規定により参加資格制限を行う場合において、当該参加 資格制限について責めを負うべき有資格業者である下請負人があることが明らかになっ たときは、当該下請負人について元請負人の参加資格制限の期間の範囲内で情状に応じ て期間を定め、参加資格制限を行うものとする。
- 2 知事は、前条第1項の規定により共同企業体について参加資格制限を行うときは、 当該共同企業体の有資格業者である構成員(明らかに当該参加資格制限について責めを 負わないと認められる者を除く。)について、当該共同企業体の参加資格制限の期間の 範囲内で情状に応じて期間を定め、参加資格制限を行うものとする。
- 3 知事は、前条第1項又は前2項の規定による参加資格制限に係る有資格業者を構成 員に含む共同企業体について、当該参加資格制限の期間の範囲内で情状に応じて期間を 定め、参加資格制限を行うものとする。
- 4 前条第2項及び第3項の規定は、前3項の場合に準用する。

(参加資格制限期間の特例)

- 第4条 有資格業者が、1つの事案により別表各号の措置要件の2以上に該当したとき は、当該各号の措置基準に定める運用期間の最も長い措置期間のものをもって措置する ものとする。
- 2 有資格業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における参加資格制

限期間は、それぞれ別表各号の措置基準に定める運用期間の2倍の期間とする。ただし、 当初の参加資格制限期間が1か月に満たないときは、1.5倍の期間とする。

- (1) 別表第1第1号から第8号までの措置要件による参加資格制限期間中又は当該期間の満了後1年を経過するまでの間に、別表第1第1号から第8号までの措置要件のいずれかに該当することとなったとき。
- (2) 別表第2第1号から第8号までの措置要件による参加資格制限期間中又は当該期間の満了後1年を経過するまでの間に、別表第2第1号から第8号までの措置要件のいずれかに該当することとなったとき。(次号に掲げる場合を除く。)。
- (3) 別表第2第1号から第3号までの措置要件による参加資格制限期間中又は当該期間の満了後5年を経過するまでの間に、別表第2第1号から第3号までの措置要件のいずれかに該当することとなったとき。
- 3 知事は、有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号及び前2項に定める参加資格制限期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、参加 資格制限の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。
- 4 知事は、有資格業者について、極めて悪質な事由があり、又は極めて重大な結果を 生じさせたため、別表各号及び第1項に定める長期を超える参加資格制限の期間を定め る必要があるときは、参加資格制限の期間を当該長期の2倍まで延長することができる。
- 5 知事は、参加資格制限期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表各号、前各項及び次条に定める期間の範囲内で参加資格制限の期間を変更することができる。
- 6 知事は、参加資格制限期間中の有資格業者が、当該事案について責めを負わないことが明らかとなったと認めたときは、当該有資格業者について参加資格制限を解除するものとする。
- 7 知事は、参加資格制限期間中の有資格業者について、新たな事案により措置要件に該当し、参加資格制限を行うこととなったときは、当該参加資格制限に係る期間に、既に措置されている当初の参加資格制限期間の残存期間を加算するものとする。
- 8 第 2 項、第 4 項、第 5 項、及び第 7 項の規定の適用後の期間が 2 4 か月を超える 場合は 2 4 か月とする。

(独占禁止法違反等の不正行為に対する参加資格制限の期間の特例)

- 第5条 知事は、第2条第1項の規定により情状に応じて別表各号に定めるところにより参加資格制限を行う際に、有資格業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)違反等の不正行為により次の各号のいずれかに該当することとなった場合(第4条第2項、第4項の規定に該当することとなった場合を除く。)には、別表第2第2号又は第3号の措置基準に定める運用期間の2倍の期間とする(ただし、当該規定適用後の期間が24か月を超える場合は24か月とする。)。
- (1)県の職員が談合情報を得た場合、又は談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、 県又は第三者機関の調査において、有資格業者が当該談合の事実を否認していたにも かかわらず、その後の捜査機関の捜査等により談合行為が明らかとなり、別表第2第 2号又は第3号に該当したとき。
- (2) 別表第2第2号又は第3号に該当する有資格業者(その役員又は使用人を含む。) について、独占禁止法違反に係る確定判決、確定した排除措置命令、課徴金納付 命令若しくは審決又は競売入札妨害(刑法(明治40年法律第45号)第96条 の3第1項。以下同じ。)若しくは談合(刑法第96条の3第2項。以下同じ。) に係る確定判決において、当該独占禁止法違反若しくは競売入札妨害若しくは談 合の首謀者であることが明らかになったとき(前号に掲げる場合を除く。)
- (3) 別表第2第2号に該当する有資格者について、独占禁止法第7条の2第6項の 規定の適用があったとき。(前2号に掲げる場合を除く。)
- (4)入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律(平成14年法律第101号)第

- 3条第4項に基づく調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかとなったときで、当該関与行為に関し、別表第2第2号に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき。(第1号から前号までの規定に該当することとなった場合を除く。)
- (5) 県又は他の公共機関の職員が、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合において、当該職員の容疑に関し、別表第2第3号に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき。(第1号又は第2号の規定に該当することとなった場合を除く。)

(参加資格制限期間の承継)

第6条 参加資格制限期間中の有資格業者から、合併、会社分割、営業譲渡等の組織 変更により当該有資格業者の業務を承継した有資格業者は、当該参加資格制限に係 る制限期間を承継するものとする。ただし、合併については、参加資格制限を受け た有資格業者の役員が、業務を受け継いだ有資格業者の役員に就任する場合又は株 式の過半数を保有する場合に限るものとする。

(報告)

- 第7条 入札執行権者又は対象工事等を所掌する本庁のグループ参事若しくは課長又は公所長(以下「工事等執行権者」という。)は、有資格業者が、別表各号(次項に該当する場合を除く。)に該当する事実を知ったときは、様式第1号により、速やかにその旨を入札改革グループ参事に報告しなければならない。
- 2 工事等執行者は、県が締結した工事等の施工に当たり、工事現場等において事故が発生した場合は、様式第2-1号及び2-2号により、対象工事の主務グループ参事(又は課長)を経由のうえ入札改革グループ参事に報告しなければならない。その際は、様式第2-3号により、請負者から報告を求めるものとする。
- 3 県が発注する工事等以外の工事等(ただし、施工現場が県内のものに限る。)の施工に当たり、工事現場等において事故が発生した場合は、農地林業関係工事については当該工事施工箇所を所管する農林事務所長が、その他の工事については当該工事施工箇所を所管する建設事務所長が、前項に規定する報告様式により入札改革グループ参事に報告するものとする。

(審議)

- 第8条 入札改革グループ参事は、前条の報告を受けたときは、工事の請負契約に係る条件付一般競争入札参加資格の設定等に関する要綱第3条に定める本庁入札参加条件等審査委員会(以下「本庁審査委員会」という。)に対し、当該報告に係る参加資格制限を行うべき者及びその制限期間の審議を求めなければならない。
- 2 前項の規定は、第4条第5項及び第6項の措置を行う場合において準用する。

(参加資格制限の通知等)

- 第9条 入札改革グループ参事は、前条の審議の結果、第2条第1項又は第3条第1項 から第3項までの規定による参加資格制限の措置が必要とされた場合は、知事の決裁を 受け、様式第3-1号によりその旨を当該有資格業者に、及び様式第3-2号により有 資格業者名簿の副本を置く機関に対して通知するものとする。ただし、当該有資格業者 に対し通知する必要がないと認める相当の理由があるときは、当該通知を省略すること ができる。
- 2 前項の規定は、第4条第5項、第6項及び第6条の措置を行う場合において準用する。この場合、各々の措置については、様式第4号から様式第6号までにより通知を行うものとする。

(随意契約の相手方の制限)

第 10 条 工事等執行権者は、参加資格制限期間中の有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、やむを得ない事由により随意契約の相手方とする必要があるときは、あらかじめ当該工事等を所掌するグループ参事を経て、当該工事等の予算を主管するグループ参事に協議するものとする。

(下請等の禁止)

第 11 条 工事等執行権者は、参加資格制限期間中の有資格業者が、当該工事等執行権者の契約に係る工事等の下請をし、若しくは受託し、又は当該工事等の完成保証人(連帯保証人を含む。)となることを認めてはならない。

(参加資格制限に至らない事由に関する措置)

第 12 条 入札改革グループ参事は、参加資格制限措置要件に至らない事由のため参加資格制限が行われない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格業者に対し、 書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

(苦情申立て)

- 第 13 条 第 2 条 1 項、第 3 条第 1 項から第 3 項まで、第 4 条第 5 項 (ただし、期間の延長の場合に限る。)の措置を受け、又は前条の規定による警告又は注意喚起を受けた者は、当該措置について、書面により苦情を申し立てることができる。
- 2 前項に規定する苦情申立てに関する手続は、別に定める入札参加資格制限措置に 係る苦情処理手続要領の規定による。

(参加資格制限の公表)

第 14 条 入札改革グループ参事は、第 2 条第 1 項、第 3 条第 1 項から第 3 項まで並びに 第 4 条第 5 項及び第 6 項の措置を行ったときは、様式第 7 号により入札改革グループの ホームページに掲載し、公表するものとする。

(その他)

第15条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附則

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 参加資格制限の対象となる事実行為が施行日以前に行われていた場合であっても、施 行日以後に当該事実行為が明らかとなり、別表各号の措置要件に該当する場合は、こ の要綱を適用するものとする。
- 3 工事等の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱(昭和52年6月28日付け52財第192号総務部長依命通達。)中第13条、第13条の2、第13条の3を削り、工事等の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱に基づく基準等(昭和52年6月28日付け52財第192号総務部長依命通達)中第4及び同基準別表第1、第2を削る。
- 4 この要綱の施行日以前に行った前記3の要綱等に基づく指名停止等の措置は、この要綱の規定に基づく措置とみなす。

別表第1 事故等に基づく措置要件	
措置要件	期間
(虚偽記載) 1 福島県が発注する工事等(以下「県発注工事等」という。) の請負契約に係る競争入札において、競争入札参加資格確認申請書、競争入札参加確認資料、その他の入札前の調査資料 又は低入札価格調査に係る提出資料若しくは契約締結後の県 への提出資料等に虚偽の記載をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	
(過失による粗雑工事) 2 県発注工事等の施工に当たり、過失により工事を粗雑にしたと認められるとき(瑕疵が軽微であると認められるときを除く。)。	
3 県内における工事等で前号に掲げるもの以外のもの(以下「一般工事等」という。)の施工に当たり、過失により工事等を粗雑にした場合において、瑕疵が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 か月以上 6 か月以内
(契約違反) 4 第2号に掲げる場合の外、県発注工事等の施工に当たり、 契約に違反し、工事等の請負契約の相手方として不適当であ ると認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上8か月以内
(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故) 5 県発注工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切で あったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は 損害(軽微なものを除く。)を与えたと認められるとき。	当該認定をした日から 1か月以上6か月以内
6 一般工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害(軽微なものを除く。)を与えたと認められるとき。	当該認定をした日から 1 か月以上 3 か月以内
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 7 県発注工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者若しくは負傷者を生じさせたと認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上4か月以内
8 一般工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者若しくは負傷者を生じさせたと認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上2か月以内

別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置要件

別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置要件	
措置要件	期間
(贈賄) 1 有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員又はその使用人が贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	
(独占禁止法違反行為) 2 業務に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に 違反し、工事等の請負契約の相手方として不適当であると認 められるとき。	
(競売入札妨害又は談合) 3 有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員又は その使用人が競売入札妨害又は談合(刑法第96条の3第1 項及び同第2項に該当する場合。以下同じ。)の容疑により 逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	日から
(建設業法違反行為) 4 有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員又はその使用人が建設業法違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき、若しくは建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	
(廃棄物処理法違反行為) 5 有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員又はその使用人が廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。)違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき、若しくは廃棄物処理法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	
(暴力的不法行為等) 6 有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員又はその使用人、若しくは経営に事実上参加し、若しくは実質的に経営を支配している者(以下「有資格業者等」という。)が、暴力団等との関係が認められるとき若しくは業務に関し、暴力的不法行為を行う等、工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	

(不正又は不誠実な行為)

別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不又 当該認定をした日から は不誠実な行為をし、工事等の請負契約の相手方として不適 1 か月以上 12 か月以内 当であると認められるとき。

8 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁│当該認定をした日から 錮以上の刑にあたる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は 1か月以上9か月以内 禁錮以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、 工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められる とき。

入札改革グループ参事

(各発注機関の長)

入札参加資格制限措置要件該当事由発生報告書

下記有資格業者について、入札参加資格制限措置要件に該当する事実があったので、 福島県建設工事等参加資格制限措置要綱第7条第1項の規定に基づき必要書類を添え て報告します。

記

- 1 該当有資格業者
 - (1) 商号又は名称及び代表者氏名
 - (2) 所在地
- 2 入札参加資格制限措置要件に該当する事実
 - (1) 該当する措置要件 (要綱別表第 第 号)
 - (2) 事実又は行為等の発生日時及び概要等
 - (3) 対応経過等
- 3 発注機関の長の意見

(必要に応じて事実関係を証する書面等を添付すること。)

速報

工事現場等における事故発生報告書

年 月 日

入札改革グループ参事

(工事等執行権者)		
事務担当者	(内線)

<u>発注工事において工事関係者事故(公衆損害事故)が発生したので、福島県建設工事等参加資格制限措置要綱第7条第2項の規定に基づき下記のとおり報告します。</u>

						記							
事故発	生日時		É	F	月	日()	時	分		頃		·
発生場所													
発注													
工 事	名												
請負人	住所												
	氏名												
下請人	住所												
	氏名												
		氏	名	¦年 歯 ¦	令 ¦ 性	主別	¦被災の ¦)程度¦ ¦	負	傷	程	度	
被災	内容			 	男	・女	死亡・	負傷:鉛		λ			
				 	<u>¦男</u>	・女		負傷 鉛		λ	院 n		
				<u>i </u>	i 男	・女	·%L ·	負傷¦鉛		λ	Pit .		
事故内容等													

- (注)1 この報告書は、県及び県以外の一般の発注工事に係る事故について提出すること。
 - 2 この報告書は、事故発生後3日以内に提出すること。
 - 3 この報告書には、図面・写真等の参考書類を添付すること。

詳報

工事現場等における事故発生報告書

文書記号及び番号 年 月 日

入札改革グループ参事

(工事等執行権者)		
事務担当者	(内線)

______発注工事において工事関係者事故(公衆損害事故)が発生したので、福島県建設工事等参加資格制限措置要綱第7条第2項の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

					記							
1日	事故発生月		年	月	日	()	時	分	頃		
2	発生場所											
3	発注者											
4	工事の概要	(1) 工事名										
		(2) 工種										
		(3) 工期			着工				竣_	Γ		
		(4) 契約金額										円
5	請負人	(1) 商号・名称	ĸ									
		(2) 住所			Ŧ							
		(3) 代表者										
		(4)取得している建設業許可	可業種(一般・	特定)								
		(5) 認定を受けている人	札参加資格業租									
		(6) 現場代理人			氏名				事故発生	時、現場に	こ(いた。い	ない。)
					いない場合	はその理由						
		(7) 主任技術者		- 1	氏名				事故発生	時、現場に	こ(いた。い	ない。)
		(監理技術者	i)		いない場合	はその理由						
		(8) 下請施工 <i>の</i>			有 (県発注工事	の場合、	下請通知書の	提出~	有無	(無
6	下請負人	(1) 商号・名称	ĸ									
		(2) 住所			₹							
		(3) 代表者										
		(4) 下請工事の)内容									
		(5) 下請金額										
		(6)取得している建設業許可能										
		(7) 認定を受けている人										
		(8) 主任技術者	Í	- 1	氏名				事故発生	時、現場に	こ(いた。い	ない。)
					いない場合	はその理由						

様式2裏面

7 被災者		(1)	氏名			(年	月	日生	歳	男
死亡	人	女)									
負傷	人	(2)	住所								
物損	円	(3)	勤務先	5							
		(4)	被災σ	程度	死亡	負傷(全	治		入院)
		(5)	物損	内容				4	約		円
		(1)	氏名			(年	月	日生	歳	男
		女)									
		(2)	住所								
		(3)	勤務先	5							
		(4)	被災σ)程度	死亡	負傷(全	治		入院)
		(5)	物損	内容				4	約		円
0 == 16.76	4 ~ /2	`EI									

8 事故発生の経過

- 9 事故発生の原因
- (1)安全衛生管理の措置が適切であったか
- (2)労働安全衛生法及び同規則違反の疑いがあるか
- 10 その他参考となる事項
- 11 安全管理の程度
 - A 著しく安全管理義務を怠っていたと認められる。
 - B 安全管理上の問題が認められ、請負者が通常講ずべき安全管理の措置が不適切であったと認められる。
 - C 請負人の安全管理責任と作業員個人の過失を比較考慮した場合、後者によるところが大きいと認められる。
- 12 公所長としての意見
- (注) 1 この報告書は、県及び県以外の一般の発注工事に係る事故について提出すること。 この場合、工事関係者事故は、死亡した、又は医師が全治 1 か月以上もしくは入院 2 週間以上と診断した人身事故について、公衆損害事故は公衆に対する前記人身事故 又は物的損害額が50万円以上の事故について、報告すること。(人身事故には、「全 治までの期間」及び「入院する期間」(入院しない場合は、「入院なし」と記載)を確 認できる医師の診断書を添付する。)
 - 2 この報告書は、事故発生後10日以内に提出すること。
 - 3 この報告書には、労働者死傷病報告書(労働安全衛生規則第97条関係様式の)写しの他に、図面・写真等の参考書類を添付すること。
 - 4 下請負人・被災者等で欄に不足が生じる場合は、様式を適宜作成すること。

工事現場等における事故発生報告書

年 月 日

(工事等執行権者) 様

請負者 住 所 氏 名

印

発注工事において工事関係者事故(公衆損害事故)が発生したので、下記の とおり報告します。

					1	己						
事;	故 発	生 日	時		年	月	E] ()	時	分	頃
発	生	場	所									
Н	事	1	名									
		住	所									
被災(労働)者	氏	名				勤	務先				
生年月日				年	月	F	3 年	輸		歳	性別	
被	災 σ)程	度									
事故発	生状况	及び原因										
どのよ	ような場所で											
どのよ	ような作業をして	ている時に										
どのよ	ような物又は環境	竟で										
	はうな不安全など		にあって									
	ようにして事故が											
	細に記		災状況									
を図示		, (0 1,2)	() () 0									
СП	. , ,											
安全管	定例i 安全 ⁱ	的な 管理対策	[
理 対 策		発生当日 管理対策										

| (注) この報告書は、県発注工事に係る事故について提出すること。

 財第
 号

 年
 月
 日

商号又は名称 代表者氏名 様

福島県知事

工事等請負業者入札参加資格制限通知書

このたび、貴が(の) ことは、誠に遺憾であります。よって、下記のとおり入札参加資格制限を行うこととしたので通知します。 今後はこのような事態が生ずることがないよう十分注意してください。

なお、入札参加資格制限の期間中は、新たに県発注に係る工事等の全部若しくは一部を 下請し、若しくは受託し、又は当該工事等の完成保証人等となることはできません。

記

- 1 入札参加資格制限の期間
- 2 入札参加資格制限の理由

(注)

- 1 には、措置要件に該当する事実を簡明に記載する。
- 3 には、入札参加資格制限期間の始期及び終期を記入する。
- 4 には、措置要件に該当する事実について、発生日時、場所、概要、該当する措置要件等を記載する。

 財第
 号

 年
 月
 日

樣

いては、当該入札参加資格確認取消しの措置を行ってください。

福島県知事

工事等請負業者入札参加資格制限通知書

次のとおり工事等請負業者の入札参加資格制限の措置を行ったので通知します。 なお、入札参加資格制限の期間中は、新たに県発注に係る工事等の全部若しくは一部 を下請けし、若しくは受託し、又は当該工事等の完成保証人等となることはできません。 また、当該企業を含む事案において、既に指名決定を受け、指名通知を行っているも のについては、当該指名取消しの通知を行い、入札参加資格確認を行っているものにつ

- 1 商号又は名称
- 2 代 表 者 名
- 3 住 所
- 4 登 録 業 種
- 5 入札参加資格制限期間
- 6 入札参加資格制限理由

(注)

- 1 には、措置要件に該当する事実を簡明に記載する。
- 3 には、入札参加資格制限期間の始期及び終期を記入する。
- 4 には、措置要件に該当する事実について、発生日時、場所、概要、該当する措置要件等を記載する。

 財第
 号

 年
 月
 日

「 商号又は名称 代表者氏名 様

福島県知事

工事等請負業者入札参加資格制限期間変更通知書

年 月 日付け第 号をもって入札参加資格制限を行った旨を通知しましたが、このたび下記のとおり入札参加資格制限期間の変更を行ったので通知します。

記

- 1 従前の入札参加資格制限の期間
- 2 変更後の入札参加資格制限の期間
- 3 入札参加資格制限変更の理由

様式第5号(第9条第2項関係)

 財第
 号

 年
 月
 日

福島県知事

工事等請負業者入札参加資格制限解除通知書

年 月 日付け第 号をもって入札参加資格制限を行った旨を通知しましたが、このたび、下記のとおり当該入札参加資格制限を解除したので通知します。

記

- 1 入札参加資格制限の解除を行った期日
- 2 入札参加資格制限解除の理由

様式第6号(第9条第2項関係)

 財第
 号

 年
 月
 日

福島県知事

工事等請負業者入札参加資格制限期間承継通知書

この度、貴社が現在入札参加資格制限期間中である から ことに伴い、福島県建設工事等入札参加資格制限措置要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり入札参加資格制限期間が承継されたので通知します。

記

- 1 入札参加資格制限の承継期間
- 2 入札参加資格制限承継の理由

(注)

- 1 には、入札参加資格制限期間中の有資格業者名を記載する。
- 2 は、合併、分割、営業譲渡等により業務を受け継いだ事実を簡明に記載する。
- 3 には、入札参加資格制限の始期及び終期を記載する。
- 4 には、措置要件に該当する事実について、参加資格制限の期間中の有資格業者名、 受け継いだ業務内容、概要等を記載する。

			入札参加	資格制	限措置の)概要		
1	. 対象業者の商号		(代表者名	3)及び	住所			
	商号又は名称(代表							
	住	所						
2	. 措置期間							
	年 月	日	~	年	月 日	(か	\月)	
3	. 事実概要							
	3.221							
1	世里田山							
4	. 措置理由							
	【入札参加資格制 「			/ / -	1	1	#p	
		措	置要	件			期	間
				ハ 合 ネ	b せ 先			

福島県総務部入札改革グループ 福島県福島市杉妻町 2 - 1 6 (電話) - -

福島県建設工事等入札参加資格制限措置要綱別表措置基準

別表第1(事故等に基づく措置要件)

措置要件	期間	運用基準	運用期間
(虚偽記載) 1 福島県が発注する工事等(以)下「県発注工事等」という。の請負契約に係る競争入札に認りのまる競争入札に認りおいて、競争入札参加確認といる。 競争入札参加を資料、低その他の入札前の調査資料、低	当該認定をした日から 1か月以上 12か月以内	イ 複数箇所に虚偽の記載事 実が認められ、 実が事前共謀等、明らかな 故意性が認められる 協記載の原因が特に重大 悪質と認められるとき。	1 2 か月
入札価格調査に係る提出資料若 しくは契約締結後の県への提出 資料等に虚偽の記載をし、工事 の請負契約の相手方として不 適当であると認められるとき。		ロ 工事着手後に発注者の調査により虚偽記載の事実が判明し、請負人の瑕疵が特に大きいと認められるとき。	9 か月
		ハ 工事着手後に請負者から の報告により虚偽記載の事 実が判明し、請負人の瑕疵 が特に大きいと認められる とき。	6 か月
		二 工事着手前に発注者の調査により虚偽記載の事実が判明し、請負人の瑕疵が大きいと認められるとき。	3 か月
		ホ 工事着手前に虚偽の記載 事実について請負者から報 告があり、請負人の瑕疵が 認められるとき。	1 か月
(過失による粗雑工事) 2 県発注工事等の施工に当たり、過失により工事を粗雑にしたと認められるとき(瑕疵が軽微であると認められるときを除く。)。	当該認定をした日から 1か月以上 1 2 か月以内	イ 修出事では、	1 2 か月
		ロ 粗雑工事に起因し、公衆 に損害(全治1か月以上若 しくは入院2週間以上の医 師の診断、又は物損額が5 0万円以上の被害)を与え たとき。	9 か月
		ハ 会計検査院の検査又は監 査委員の監査で不良工事と して指摘され、手直しを命 じられたとき。	6 か月

	て指 疵担	摘さ 保責	れ、 任に	発注基で	者	から瑕	3 か月
	書に 等、 めら	よる 工事 れる	改善を粗とき	指示 注雑に (発	を し 注	受ける たと認 者側の	1 か月
							 (資格取消)
(確あは間るにこ	さと基資とれ認準格が	るめの制限	、場合 場内 関門	ににでき	必あ運用 運用算す	
	公く発等因衆は生)す	へ影、るるの響公な公	重を衆ど衆	なえの粗影	害死範工が	、亡な事持 とでは事 としの害起大	6 か月
	に し 師 り 万	害は診円 (入断以	全治 院 2 、又	1 か 週間 は物	〉月 引以]]] [以上若 上の医 額が 5	4 か月
Д	査委して	員の 指摘	監査され	で 不 、 手	良	工事と	3 か月
	て指 疵担	摘さ保責	れ、 任に	発注基で	者:	から瑕	1 か月
	確あは間る	さと基資と	るめの制限	、場合	ににてでき	必あ 要っ用 軍用 すす	
	当た 該日16 記かかか を 以以 を 以以 で 上内	当た で	当た こう はいい いっと いっと いっと いっと いっと いっと いっと いっと いっと い	当た で、にと 事等る範限来 可大与へ、へら に治2又の 院査れき で、にと 事等る範限来 にと 、善用きき 事れ 事等る範限来 可大与へ、へら に治2又の 院査れき で、にと 事等る範限来 で大らへ、 一	当た をと 複特合内間も お損(広報響る 医が間物書 検不手 良注)。 複特合内間も お損(広報響る 医が間物書 検不手 良注)。 複特合内間も お損(の)の こ で、にと 事等る範限来 で、にと 、善知さき 事れ 事等る範限来 で、たい、 は は は は で、 にと 事等る範に ない は に は と 認る、にこ。	者く 員をし注係 粗き 数ににでをの 場害死範工がと し月以損) 査良直 工者く 数ににでをの	文名認の)。 し にがて期す はしの害起大 衆若医5え 監と命 し瑕命 にがて期す 文名認の)。 し にがて期す はしの害起大 衆若医5え 監と命 し瑕命 にがて期す 文名認の)。 し にがて期す はしの害起大 衆若医5え 監と命 し瑕命 にがて期す する が、場囲期る がの響公な公認 工(入断以。 検の摘た 検さ責け 雑れ認準格が おいってを 以上額を マエし 事が修 箇必あ運加と を 以り、

(契約違反) 4 第 2 号に掲げる場合の外、県 発注工事等の施工にあたり、契	た日から	イ 請負者の責に帰すべき事 由により契約解除となった とき(不完全履行)。	8 か月
約に違反し、工事等の請負契約 の相手方として不適当であると 認められるとき。		ロ 一括下請負(建設業法第 22条第1項又は第2項違 反)を行ったとき。	8 か月
		ハ 変更、繰越等の手続きを 行わない場合において、正 当な理由が無く工期内に工 事が完成が出来ないとき (履行遅滞)。	6 か月
		ニ 監督・検査業務の執行を 妨害したとき。	5 か月
		ホ 工事等の施工管理が不良 で、再三指摘しても改善し ないとき、又は監督員若し くは検査員の指示に従わな いとき。	3 か月
		へ 契約約款、仕様書等に基 づく重要な報告(事故報告 等)の提出を怠ったとき。	2 か月
		ト 現場代理人の常駐義務に 違反したとき。	1 か月
		チ 建設業許可、経営事項審 査の有効期間が失効してい るにもかかわらず、県工事 を請け負ったとき。	1 か月
		リ 前記へに掲げる場合の他 契約約款、仕様書等に基 く報告、届出等の瑕疵、 滞、未提出が認められ、発 注者の指導にもかかわらず 改善しないとき。	2 週間
(安全管理措置の不適切により生 じた公衆損害事故) 5 県発注工事等の施工にあた	当該認定をし	安全管理の措置が著しく 不適切と認められるとき。	
り、安全管理の措置が不適切で あったため、公衆に死亡者若し くは負傷者を生じさせ、又は損	た日から 1か月以上 6か月以内	イの死亡(複数)	6 か月
害(軽微なものを除く。)を与えたと認められるとき。	- 10 / 3 / 21 / 3	口 死亡(1人)	3 か月
		八 負傷程度	2か月
		二	1か月2週間
		ホ 物損程度 へ 物損程度	2 か月 1 か月
		· 、 彻 惧 钰 反	I W.H

		安全管理の措置が不適切	
		と認められるとき。	2 か日
		イの死亡(複数)	3 か月
		口 死亡(1人)	1 か月 2 週間
		八 負傷程度	1か月
		二 負傷程度	3 週間
		ホ 物損程度 	1 か月
		へ 物損程度	2 週間
		(二及びへについては、要 綱第4条第3項を適用)	
		被災者の過失が比較的大 きいと認められるとき。	
		イ 死亡(複数)	1 か月 2 週間
		口 死亡(1人)	1 か月
		八 負傷程度	3 週間
		二 負傷程度	文書注意
		│ ホ 物損程度	3 週間
		へ物損程度	文書注意
		(八及びホについては、要 網第4条第3項を適用)	
	当該認定をし	安全管理の措置が著しく 不適切と認められるとき。	
安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは	1か月以上	イの死亡(複数)	4 か月
負傷者を生じさせ、又は損害(軽 微なものを除く。)を与えたと	3か月以内	口 死亡(1人)	2 か月
認められるとき。		八 負傷程度	1 か月 2 週間
		二 負傷程度	1 か月
		ホ 物損程度	1 か月 2 週間
		へ物損程度	3 週間
		(イについては、要綱第4 条第4項適用、へについて は同条第3項を適用)	
		 安全管理の措置が不適切	

	と認められるとき。	
	イの死亡(複数)	2 か月
	口 死亡(1人)	1 か月
	八 負傷程度	3 週間
	二 負傷程度	2 週間
	ホ 物損程度	3 週間
	へ物損程度	文書注意
	(ハ、二及びホについては、 要綱第4条第3項を適用)	
	被災者の過失が比較的大きいと認められるとき。	
	イの死亡(複数)	1 か月 2 週間
	口 死亡(1人)	1 か月
	八 負傷程度	2 週間
	二 負傷程度	文書注意
	木 物損程度	2 週間
	へ物損程度	文書注意
	(八、ホについては、要綱 第4条第3項を適用)	
(安全管理措置の不適切により生 じた工事関係者事故) 7 県発注工事等の施工にあた 当該認 り、安全管理の措置が不適切で た日から		
あったため、工事関係者に死亡│ 2週月	- 間以上 イ 死亡(複数) 月以内	4 か月
と認められるとき。	口 死亡(1人)	2 か月
	八 負傷程度	1 か月 2 週間
	二 負傷程度	1 か月
	安全管理の措置が不適切と認められるとき。	
	イ 死亡(複数)	2 か月
	口 死亡(1人)	1 か月
	八 負傷程度	3 週間

		二 負傷程度	2 週間
		被災者の過失が比較的大 きい認められるとき。	
		イの死亡(複数)	1 か月
		口 死亡(1人)	1 か月
		八 負傷程度	2 週間
		二 負傷程度	文書注意
8 一般工事等の施工にあたり、		安全管理の措置が著しく 不適切と認められるとき。	
安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者若	2週間以上	イの死亡(複数)	3 か月
│ しくは負傷者を生じさせたと認 │ められるとき。	2か月以内	口 死亡(1人)	1 か月 2 週間
		八 負傷程度	1 か月
		二 負傷程度	3 週間
		(イについては、要綱第4 条第4項適用)	
		3,3,5 1 3,2 3,3	
		安全管理の措置が不適切	
		と認められるとき。	
		イの死亡(複数)	1 か月 2 週間
		口 死亡(1人)	1か月
		八 負傷程度	2週間
		二 負傷程度	文書注意
		被災者の過失が比較的大 きいと認められるとき。	
		イ 死亡(複数)	1 か月
		口 死亡(1人)	1 か月
		八 負傷程度	文書注意
		二 負傷程度	文書注意

別表第2 (贈賄及び不正行為等に基づく措置要件)

措置要件	期間	運用基準	運用期間
(贈賄) 1 有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員又はその使用人が贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	を知った日から	イ 有資格業者である個人、 有資格業者である人の 員なまの使用人が県の職 員に対して行った贈賄の容 疑により逮捕され、足は逮 捕を経ないで公訴を提起さ れたとき。	2 4 か月
		ロ 有資格業者である法、 者である法が、員には 者でのののののののののののののののののののののののののののののののののののの	2 1 か月
		ハ 有資格業者である人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の	1 8 か月
(独占禁止法違反行為) 2 業務に関し、私的独占の禁止 及び公正取引の確保に関する法 律(昭和22年法律第54号。 以下「独占禁止法」という。)	た日から 1 2 か月以上 2 4 か月以内	(1) 県発注工事等において し、独占禁止法に違反し、 下記のイ又は口に該当した とき。	
第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事等の請負契約の相手方として不適当であると認める。(次号に掲げる		イ 刑事告発、逮捕又は公訴 提起されたとき。	2 4 か月
場合を除く。)。		ロ 排除措置命令・課徴金納 付命令・審決等を受けたと き。	18か月
		(2) 福島県内において、業務に関し、独占禁止法に違反し、下記のイ又は口に該当したとき。	
		イ 刑事告発、逮捕又は公訴 提起されたとき。	2 1 か月
		ロ 排除措置命令・課徴金納 付命令・審決等を受けたと き。	15か月

若しくは建設業法の規定に違反 格業者である個人、有資格 し工事の請負契約の相手方とし 業者である法人の役員又は て不適当であると認められると その使用人が逮捕され、又	(競売入札妨害とは談合) (競売入人 は談 をら 1 2 は談 をら 1 2 をら 1 2 をら 1 2 をら 1 2 を 6 1 2 を 6 1 2 を 6 1 2 2 第 2 2 第 2 2 第 2 2 第 2 2 第 2 2 第 2 2 第 2 2 第 2 2 第 2 2 第 2	: 日 か 有資格業者である個人、有 資格業者である法人の役員 以上 又はその使用人が競売入札
き。	4 有資格業者である個人、有資格業者である個人、有資格業者である個人、有資格業者である個人、有資をおりまた。 4 格業ののである。 4 格業者である個人、有資とは 5 おりまれる。 5 おりまする。 5 おいりにはまれる。 5 おいりにはまれる。 5 おいりにはまれる。 5 おいりにはまれる。 5 おいりにはまれる。 5 おいりにはまる。 5 ものにはまる。 5 ものにははまる。 5 ものにははないにはないにはないにはないにはないにはないにはないにはないにはないにはな	き。 (1) 県発注工事において、 建設 (1) 県発注工事において、 建設 (1) 県発注工事において、 建設 (2) (2) (3) (4) (4) (5) (5) (6) (6) (6) (6) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7

失	に	ょ		場						の を			
官	庁	か	5	1	5	違 日 け	以	上	の	監 営。	督業	6	か月
官	庁	か	5	1	5		未	満	の	監 営。		4	か月
						違 と			`	指	示	3	か月
) 記 た	の	1	か	県ら	内 ホ	にま	お で	に	て 該	、 当	下し		
格業そ又	業者のは	者では逮	であ使捕	ある用を	る法人経	個人が	人の逮い	、役捕で	有員さ	有資又れ公	は、	6	か月
の	取に	消よ	処る	分場	(許	可	要	件	許 の を		4	か月
官	庁	か	5	1	5		以	上	の	営	督業	3	か月
官	庁	か	5	1	5		未	満	の	営	督業	2	か月
						違 と			`	指	示	1	か月
記		1	か			にま				、 当	下し		
格業そ逮	業者の捕	者で使を	であ用	ある人な	る法がい	個人逮	人の捕	、 役 さ	有員れ	資又		3	か月
の	取	消	処	分	(許	可	要	件	許 の を	可喪受	2	か月

		けたとき。	
		ハ 建設業法に違反し、監督 官庁から営業停止処分を受 けたとき。	1 か月
		(1) 県発注工事等に関して 廃棄物処理法に違反し、下 記のイからホまでに該当 したとき。	
理法」という。) 違反の容疑により逮捕され、又は逮捕をとなれた公は逮捕をとれたとはなった。 又ははときには 大の規定に とった は 東の請負契約の相手方として不適当であると認められる	2 <i>II</i> · A W M	イ 廃棄物処理法に違反し、 有資格業者である個人、有 資格業者である法人の役員 又はその使用人が逮捕さ れ、又は逮捕を経ないで公 訴を提起されたとき。	12か月
とき。		ロ 廃棄物処理法に違反し、 監督官庁から許可取消の処 分(但し、許可要件の喪失、 不適合等による場合を除 く)を受けたとき。	9 か月
		ハ 廃棄物処理法に違反し、 監督官庁から、90日間の 事業停止命令の処分を受け たとき。	6 か月
		二 廃棄物処理法に違反し、 監督官庁から、60日間の 事業停止命令の処分を受け たとき。	4 か月
		ホ 産業廃棄物処理法に違反 し、改善命令又は措置命令 等の処分を受けたとき。	3 か月
		(2) 福島県内において、下 記のイからホまでに該当し たとき。	
		イ 廃棄物処理法に違反し、 有資格業者である法人の役員 資格業者である法人の役員 又はその使用人が逮捕さ れ、又は逮捕を経ないで公 訴を提起されたとき。	6 か月
		ロ 廃棄物処理法に違反し、 監督官庁から許可取消の処 分(但し、許可要件の喪失、 不適合等による場合を除 く)を受けたとき。	4 か月
		 八 廃棄物処理法に違反し、	3 か月

		 監事た のけ のけ のけ の のけ の の の の の の の の の の の の
(暴力的不法行為等) 有法行為等) 有為等) 有為事人 有為あ人くくるのは 大員営質以)ら、事不 大人を格団若法とくるのは 大人のは は者 のと が のと が に の は を 格で人 し い と が に の は と の は と の は と り ら の は と り ら 、 り ら 、 り ら 、 り ら 、 り ら り ら り ら り ら	た日から 1 か月以上	起されたとき。
		(という) (おり) (おり) (おり) (おり) (おり) (おり) (おり) (おり

	ホ 有資格業者等が、暴力団 12か月 対策法第2条第7号に規定 する暴力的要求行為に関与 したと認められるとき。
	へ 有資格業者等が、暴力団 等に対して資金等を供給 し、又は便宜を供与するな ど暴力団等の維持運営に協 力し、若しくは関与したと 認められるとき。
	ト 有資格業者等が、自社、 自己若しくは第三者の不正 の利益を図り、又は第三若 に債務の履行を強要し、 しくは損害を加える目的を もって暴力団の威力又は もって暴力団したと認めら れるとき。
	チ 有資格業者等が、暴力団 等であると知りながら、暴 力団等と下請契約や資材等 の購入契約を締結するなど 暴力団等を不当に利用した と認められるとき。
	リ 有資格業者等が、暴力団 等と社会的に非難されるべ き関係を有していると認め られるとき。
	ヌ 上記を除くほか、有資格 者である個人又は若しくは 者の役員、使用人加し若は 実質的に経営にし若る者 くは経営を支配している者 が、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、
	ル 県工事等の施工にあた り、暴力団等から不当介入 を受けながら、県への報告 及び警察への届出を怠った とき。
(不正又は不誠実な行為) 7 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	(1) 業務に関し、脱税の容 疑により税務当局から告発 され、検察当局から逮捕さ れ、又は逮捕を経ないで公 訴を提起されたとき。
	(2) 県発注工事等において、 下記のイからチに該当し、 工事等の請負契約の相手方 として不適当であると認め られるとき。

1	よ人の捕	り、役さ	有有員れ	資資又、	格格は又	業業そは	者者の逮	法でで使捕れ	ああ用を	るる人経	個法がな	人逮い	1	2	か月
	よを請	り受負当	監け契	督た約	官との	庁き相	か等手	法ら、方め	行工と	政事し	処等て	の 不		6	か月
=	度に	に等応	お監じ	い視な	て 委	、員等	県会、	又の不	は事	入 情	札聴	取		3	か月
朩	定くりせ	後は入る	に有札等	契資手、	約格続著	を業をし	辞者大く	無退の幅信っ	し過に頼	、失遅関	若に延係	しよさを		2	か月
^	指ら若正請	に導ずし当代	基等、くな金	づを従は理又	く受業資由	発け員材が資	注た又業無材	正機には者く代。	関も下に賃	かか請対金	らか業し、	のわ者、下		2	か月
۲	事若購	情し入	聴く先	取は等	に、へ	応下の	じ請不	査な業適き	い者正	<u>ک</u>	き資	,		2	か月
チ	資用締参	格し結加	者た後	をとの格	下き下制	請(請	負既負	期人に業受	と下者	し請が	て契入	約札		1	か月
(3	務下工と	に記事し	関の等て	すイの不	る又請	法は負当	令口契	お違に約あ	反該の	に当相	よし手	り 、 方			
1	ょ	IJ		有	資	格	業	者	で	あ	る	に個人		6	か月

		の役員又はその使用人が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。
		ロ 業務に関する法令違反に より監督官庁から行政処分 を受けたとき等、工事等の 請負契約の相手方として不 適当であると認められると き。
		(4) 福島県外において、有資格 開外において、有資格 とである法人の役員又 を選出である法人が逮捕ない。 では逮捕を経済では、 ははされ、を提 ははされ、方との。 のはいるとき。
8 別表第1及び前各号に掲げる 場合のほか、代表役員等が禁 錮以上の刑にあたる犯罪の容疑	当 該 認 定 を し た日から	(1) 福島県内における違反行 為において下記のイ又はロ に該当したとき。
により公訴を提起され、又は 禁錮以上の刑若しくは刑法の規 定による罰金刑を宣告され、 工事等の請負契約の相手方とし て不適当であると認められる	1 か月以上 9 か月以内	イ 懲役刑以上の犯罪の容疑 で公訴を提起された場合等 で、社会的影響、悪質性が 極めて大きいと認められる とき。
とき。		ロ イに該当する場合の他、 措置要件に該当し、反社会 的犯罪行為があったとき。
		(2) 福島県外における違反 行為において下記のイ又は 口に該当したとき。
		イ 懲役刑以上の犯罪の容疑 4か月 で公訴を提起された場合等 で、社会的影響、悪質性が 極めて大きいと認められる とき。
		ロ イに該当する場合の他、 1 か月 措置要件に該当し、反社会 的犯罪行為があったとき。

なお、この措置基準に規定のない事案については、各措置要件に定める期間の範囲内において、本庁入札参加条件等審査委員会における審議を踏まえ運用、措置するものとする。